

# 第1回策定委員会資料(H29.5.25)

資料（議題（3）関係）

介護保険制度の改正について

社会保障審議会 介護保険部会(第71回)	参考資料4
平成29年2月27日	

# 地域包括ケアシステムの強化のための 介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようになります。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 本市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向け取り組む仕組みの制度化  
・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載  
・ 都道府県による支援事業の創設  
(その他)

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の開運施策の総合的な推進）を制度上明確化）

### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たに介護保険施設を創設  
※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

- ② 医療・介護の連携等による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化  
・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける  
(その他)

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等に入所して介護保険施設等に入所する前の市町村を保険者とする。

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とする。  
※ 平成30年4月1日施行。（II5は平成29年8月分の介護納付金から適用、II4は平成30年8月1日施行）

# 1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

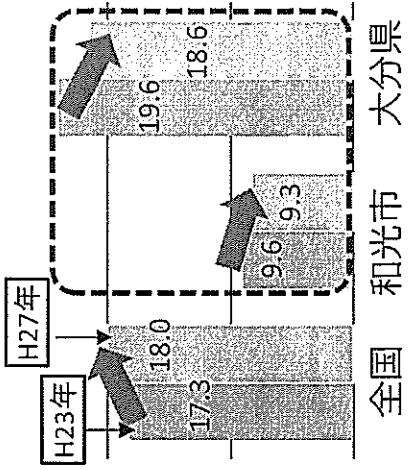
## 見直し内容～保険者機能の抜本強化～

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていたための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
  - ① データに基づく課題分析と対応(取組内容・目標の介護保険事業(支援)計画への記載)
  - ② 適切な指標による実績評価
  - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。

※主な法律事項  
・介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施  
・介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載  
・都道府県による市町村支援の規定の整備  
・介護保険事業(支援)計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告  
・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている  
和光市、大分県では  
● 認定率の低下  
● 保険料の上昇抑制

要介護認定率の推移



インセンティブ

結果の公表  
・財政的インセンティブ付与  
要介護状態  
の維持・改善  
度合い  
地域ケア会  
議の開催状況  
等

適切な指標による実績評価

保険者機能の発揮・向上(取組内容)  
・リハビリ職等と連携して効果的な介護予防を実施  
・保険者が、多職種が参加する地域ケア会議を活用しケアマネジメントを支援等

都道府県が研修等を通じて市町村を支援

国による  
分析支援

データに基づく  
地域課題  
の分析

取組内容・  
目標の計画へ  
の記載

## 2. 新たな介護保険施設の創設

### 見直し内容

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

### ＜新たな介護保険施設の概要＞

#### 介護医療院

※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

#### 名称

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一體的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）

#### 機能

地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

#### 開設主体

☆現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

### 3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

#### 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

##### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

##### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

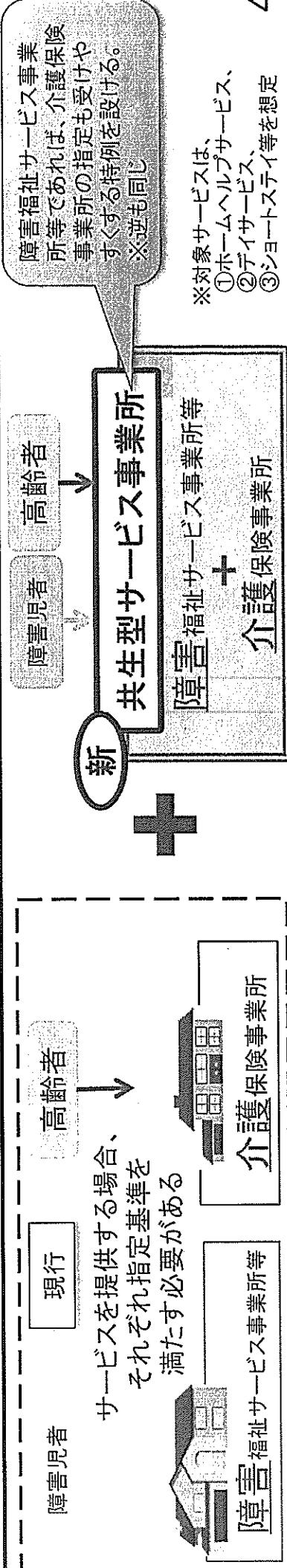
#### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

\*法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

#### 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



\*対象サービスは、  
①ホームヘルプサービス、  
②デイサービス、  
③ショートステイ等を想定

#### 4. 現役世代の所得のある者の利用者負担割合の見直し

容直見

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。〔平成30年8月施行〕

【利用者負担割合】		負担割合
年金収入等	340万円以上 (※1)	2割 ⇒ 3割
年金収入等	280万円以上 (※2)	2割
年金収入等	280万円未満	1割

現行制度の2割負担者：45万人----->

		受給者数(実績)			合計	
		在宅サークル	施設・居住系	特養		
3割負担(推計)		360	136	56	496	
うち負担増 (対受給者数)		約11 (3%)	約4	約1 (1%)	約1 (0.0%)	約16 (3%)

2割負担(実績)	35	10	2	45
1割負担(実績)	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)  
※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、  
3割負担どなつても、負担増となる方はほとんどない。

1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額) 220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合)」とすることを想定。 $\Rightarrow$  単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

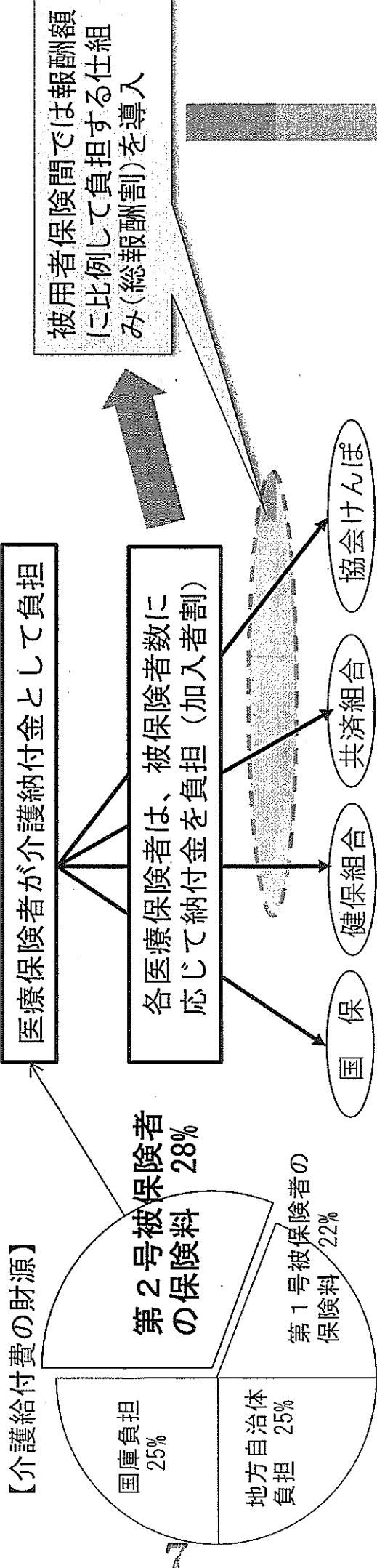
2 「合計所得金額60万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額80万円以上(夫婦世帯の場合)」 $\Rightarrow$  单身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

## 5. 介護納付金における総報酬割の導入

### 見直し内容

- 第2号被保険者(40～64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間に『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成29年8月分より実施】

### 【介護給付費の財源】



### 【総報酬割導入のスケジュール】

	29年度 ～7月	8月～	30年度	31年度	32年度
総報酬割導入	なし	1／2	1／2	3／4	全面

### 【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増となる被保険者	約1,300万人
「負担減となる被保険者	約1,700万人

※ 平成26年度実績ベース

# 平成29年度介護報酬改定の概要（案）

社保審一介護給付費分科会

第135回（H29.1.18） 資料1

## 1. 改定率について

- 平成29年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の介護報酬改定を行うものである。

（参考）

介護報酬改定率：1.14%  
(うち、在宅分：0.72%、施設分：0.42%)

※内訳は、1.14%のうち、在宅分と施設分の内訳を試算したもの

## 2. 平成29年度介護報酬改定の基本的考え方との対応

- 事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改算（I）の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に基づき定める仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること（就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む）」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。
- 上記に伴い、介護職員処遇改算の区分と加算率については、次頁以降のとおりとする。

介護職員処遇改善加算の区分

加算(Ⅰ) (新規)		加算(Ⅱ) (※旧加算(Ⅰ))	加算(Ⅲ) (※旧加算(Ⅱ)) (月額2万7千円相当)	加算(Ⅳ) (※旧加算(Ⅲ)) (月額1万5千円相当)	加算(Ⅴ) (※旧加算(Ⅳ)) (加算(Ⅲ)×0.8)
キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ 及び キャリアパス要件Ⅲ	+	キャリアパス要件Ⅰ 又は キャリアパス要件Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ
職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	+	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)
職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	+	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)
職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	+	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)	職場環境等要件を満たす (平成27年4月以降実施する取組)

(注) 「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に基づき定期的に昇給を判断する仕組みを設けること  
「職場環境等要件」…賃金改善以外の待遇改善を実施すること  
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

# 介護職員処遇改善加算について

## 1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率			
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
・(介護予防) 訪問介護	13. 7%	10. 0%	5. 5%	
・夜間対応型訪問介護				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
・(介護予防) 訪問入浴介護	5. 8%	4. 2%	2. 3%	
・(介護予防) 通所介護	5. 9%	4. 3%	2. 3%	
・地域密着型通所介護				
・(介護予防) 通所リハビリテーション	4. 7%	3. 4%	1. 9%	
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	8. 2%	6. 0%	3. 3%	
・地域密着型特定施設入居者生活介護				
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	10. 4%	7. 6%	4. 2%	
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	10. 2%	7. 4%	4. 1%	
・看護小規模多機能型居宅介護				
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11. 1%	8. 1%	4. 5%	
・介護老人福祉施設				
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	8. 3%	6. 0%	3. 3%	
・(介護予防) 短期入所生活介護				
・介護老人保健施設				
・(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	3. 9%	2. 9%	1. 6%	
・介護療養型医療施設				
・(介護予防) 短期入所療養介護（病院等）	2. 6%	1. 9%	1. 0%	

10

## 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、 特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0 %